登園許可証明書

こども園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、 子どもたちが快適に生活できるよう、下記の感染症についての登園許可証明書の提出をお願いいたします。

すみれこども園

結核

百日咳

咽頭結膜熱 (プール熱)

腸管出血性大腸菌感染症

流行性角結膜炎

(O157等)

急性出血性結膜炎

侵襲性髄膜炎菌感染症

該当欄に〇	灰患名	登園停止期間の基準(※以下の基準に基づき、医師が判断する)
	麻疹(はしか)	解熱後3日経過するまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日経過するまで
	風疹(3日はしか)	発疹が消えるまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日経過し、かつ、全
	(おたふくかぜ)	身状態が良好になるまで

結膜炎の症状が消失するまで

の治療が終了するまで

医師により感染の恐れがないと認められるまで

医師により感染の恐れがないと認められるまで

医師により感染の恐れがないと認められるまで

| 医師により感染の恐れがないと認められるまで

発熱、充血などの主な症状が消失した後2日経過するまで

※厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン(2018改定)」、「学校保健安全法施行規則」参照

特有の咳が消失するまで、または、適正な抗菌性物質製剤による5日間

				2/2027/01/10/2	, .c.v		. •		
(髄膜炎菌性髄膜炎)									
上記の疾患で		年	月	日から療養中	のところ、	現在症状	が軽快し他	児への感染の	D恐れはない
と判断したの	で	年	月	<u>日</u> より登園	が可能であ	5ることを	証明します	o	
※園での注意	事項()	
年_	月	В	<u>医</u> 療	寮機関名			医師名	1	

下欄に関しては医師による記入の必要はありません。医師の診断を受け、保護者が記入し提出して下さい。

該当欄に〇	疾患名	登園のめやす
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後 24~48 時間が経過していること
	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足□病	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が良いこと
	ウイルス性胃腸炎	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	(ノロウイルス、ロタウイル	
	ス、アデノウイルス等)	
	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	RS ウイルス	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	帯状疱疹	すべての発疹がかさぶたになっていること

午		高診した 医療機関名	
	<u>л</u>	文砂した区別版内口	